要約版

新宿区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画（令和９年度～令和１１年度）（素案）

※（素案P●）は「新宿区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画(令和９年度～令和１１年度)」（素案）のページ番号を示しています。

計画の基本的考え方（素案P４４～）

新宿区高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」は、新宿区基本構想との整合を図り、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を基本理念として策定します。

地域共生社会の実現に向けて

2040 年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、生産年齢人口の減少や介護人材不足、社会保障費の増大などが見込まれています。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、個人の尊厳の保持と自立した生活の支援を基本として、地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続的な運営を推進します。あわせて、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制の充実を図るとともに、住民、高齢者、事業者、関係機関及び区がそれぞれの役割を担いながら支え合う地域づくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。

関連計画との一体的な推進

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包するとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する「新宿区認知症施策推進計画」を新たに内包するものです。

新宿区認知症施策推進計画（概要）（素案P５５～）

新宿区認知症施策推進計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、国の認知症施策推進基本計画及び東京都認知症施策推進計画を踏まえ、新宿区の実情に即して策定するものです。

認知症施策に関する基本的かつ総合的な方向性を示すとともに、認知症を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応しながら、施策を推進します。



基本的な考え方

認知症になっても、本人とその家族が住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、「**新しい認知症観**」に立ち、認知症のある人もない人も共に支え合う**共生社会**の実現を目指します。

また、認知症施策の推進にあたっては、認知症のある人本人と家族の視点を重視します。

新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが**できること**や**やりたいこと**を持ち、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、**自分らしく**暮らし続けることができるという考え方です。



認知症があってもなくても じぶんはじぶん

《 基本理念 》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

《 めざす将来像 》

- 心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち
- 支援が必要になっても 生涯安心してくらせるまち
- だれもが互いを尊重し 支え合うまち

5つの基本目標と12の施策

基本目標１　健康づくりと介護予防･フレイル予防をすすめます

施策１　健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸【重点Ⅰ】

基本目標２　社会参加といきがいづくりを支援します

施策２　いきがいのあるくらしへの支援

施策３　就業等の支援

基本目標３　支え合いの地域づくりをすすめます

施策４　地域で支え合うしくみづくりの推進【重点Ⅱ】

施策５　介護者への支援

基本目標４
最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談･支援体制を充実します

施策６　認知症高齢者への支援体制の充実【重点Ⅲ】

施策７　高齢者総合相談センターの機能の充実

施策８　介護保険サービスの提供と基盤整備

施策９　自立生活への支援（介護保険外サービス）

施策 10　在宅療養支援体制の充実

基本目標５
安全･安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

施策 11　高齢者の権利擁護の推進

施策 12　安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援



＜オリジナル３つの体操＞



＜多世代交流など＞



＜認知症高齢者への支援＞



＜高齢者総合相談センター＞



＜介護保険サービス＞



＜在宅療養支援＞



＜安全・安心な暮らし＞

新宿区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画（令和９年度～令和１１年度）（素案）

介護保険事業計画の位置付け（素案　P182）

■介護保険法に基づき３年を１期として策定

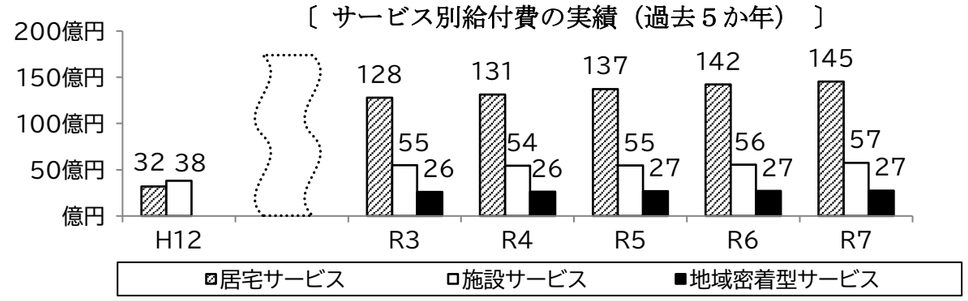
・介護サービスの整備計画　　・第１号被保険者（65 歳以上）の保険料の算定

■介護保険制度の財源

・公費（国・都・区）：50%　・保険料（第１号、第２号被保険者）：50%

介護保険サービスの給付費実績（素案　P187）

〔 サービス別給付費の実績（過去５か年） 〕



地域包括ケアの深化（素案　P191）

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

〔令和７年度 高齢者の保健と福祉に関する調査〕（P54、P80）
介護が必要になっても在宅での生活を継続して希望している方の割合
■ 一般高齢者【基本】：67.3%　■ 要介護認定者：76.7%

地域密着型サービス等の整備計画（素案　P191～）

（現況：令和８年 10 月１日現在、第９期末現況：令和８年度末、第 10 期目標：令和 11 年度末）

サービス種別		現況	第９期末現況	第 10 期目標	累計
認知症対応型共同生活介護	事業所	13	13	+2	15
	定員	216	216	54	270

第10期の介護保険料基準額（素案　P200～）

第１０期の総給付費見込額（概算）は、現時点で約８３１億円と見込みます。
総給付費見込額（概算）を基に、第１号被保険者の介護保険料基準額を試算すると、素案時点では月額 7,500 円程度になります。今後、介護報酬の改定、介護給付準備基金の活用等を踏まえて、最終的に介護保険料基準額を算定します。

◎総給付費　約８３１億円（第１０期）　（第９期の約 774億円から約7.4%増）

※総給付費＝介護保険サービスにかかる保険給付費＋地域支援事業費

《主な特徴》

■高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
（P184　下図参照）

■介護サービス給付費の増加
・居宅サービス（訪問看護、通所リハビリテーション　等）
・施設サービス（特別養護老人ホーム、介護医療院　等）

